

漁業法第64条第4項及び第67条第2項の規定により聴いた北海道内水面漁場管理
委員会の意見の概要

1 意見の概要

北海道内水面漁場計画案は妥当

2 意見の処理の結果

妥当であると答申されたことから、案のとおり北海道内水面漁場計画を作成

3 その他

令和5年5月25日開催の第21期第13回北海道内水面漁場管理委員会において、
当該北海道内水面漁場計画は妥当であると議決された